

モニタリング結果報告書

平成20年8月

モニタリングの対象となる施策目標	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること
------------------	---------------------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標 VI	男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標 6	総合的な母子家庭等の自立を図ること
施策目標 6-1	母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること
個別目標 1	母子家庭の母等の就業等の支援を図ること
	(主な事務事業) ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等技能訓練促進費事業
個別目標 2	母子家庭等の経済的な安定を図るための制度の適正な運営を図ること
	(主な事務事業) ・児童扶養手当制度の運営
施策の概要(目的・根拠法令等)	
1 目的等 母子家庭の母等の自立促進、生活の安定、就業促進を図るため、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策の4本柱により総合的な母子家庭等対策を推進する。	
2 根拠法令等 ○母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) ○児童福祉法(昭和22年法律第164号) ○児童扶養手当法(昭和36年法律第238号) ○「少子化社会対策大綱」(平成16年6月4日閣議決定)	
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課母子家庭等自立支援室
関係部局・課室	—

2. 施策目標に係る指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	母子家庭等就業・自立支援センターを設置している都道府県・市数 (単位:自治体数) (全都道府県・指定都市・中核市/平成21年度)	58	80	83	94	99
2	自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市等数 (単位:自治体数) (全都道府県・市等/平成21年度)	158	327	439	620	710

3	高等技能訓練促進費事業による資格取得者数 (単位：人) (資格取得者総数1,300人以上/平成21年度)	253	574	709	873	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・指標1～3は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。 ・指標3の平成19年度の数値は、平成20年度中に確定する予定である。						

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1 母子家庭の母等の就業等の支援を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	高等技能訓練促進費事業による資格取得者数 (単位：人) (資格取得者総数1,300人以上/平成21年度) ※施策目標に係る指標3と同じ。	253	574	709	873	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。 ・平成19年度の数値は、平成20年度中に確定する予定である。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	母子家庭等就業・自立支援センターを設置している都道府県・市数 (単位：自治体数) (全都道府県・指定都市・中核市/平成21年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	58	80	83	94	99
2	自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市等数 (単位：自治体数) (全都道府県・市等/平成21年度) ※施策目標に係る指標2と同じ。	158	327	439	620	710
(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：母子家庭等就業・自立支援センター事業						
平成19年度予算額	1,919百万円(補助割合：[国1/2][都道府県、指定都市、中核市1/2]) ※母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金)の内数 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()					
概要：母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を母子家庭等就業・自立支援センターにおいて実施し、母子家庭の母等の就業を促進する。						
事務事業名：自立支援教育訓練給付金事業						
平成19年度	1,919百万円(補助割合：[国3/4][都道府県、市、福祉事務所設置町村1					

予 算 額	／4]) ※母子家庭等対策総合支援事業（統合補助金）の内数 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。	
事務事業名	高等技能訓練促進費事業
平成19年度 予 算 額	1,919百万円（補助割合：[国3/4][都道府県、市、福祉事務所設置町村1/4]) ※母子家庭等対策総合支援事業（統合補助金）の内数 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関で修学する場合で、就業又は育児と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給する。	

個別目標2 母子家庭等の経済的な安定を図るための制度の適正な運営を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	児童扶養手当受給者数 (単位：人) (一)	871,161	911,470	936,579	955,741	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、大臣官房統計情報部社会統計課の「厚生労働省福祉行政報告例」による。 ・平成19年度の数值は、平成20年10月に確定値等を公表予定である。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 児童扶養手当制度の運営						
平成19年度 予 算 額	155,842百万円（補助割合：児童扶養手当給付費負担金[国1/3][都道府県、市、福祉事務所設置町村2/3]、児童扶養手当給付費[国10/10]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）					
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）					
概要：児童扶養手当は、離婚等による母子世帯等、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。 なお、平成14年の児童扶養手当法の改正においては、児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んで自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない規定を設けるなど、児童扶養手当制度を、離婚等による生活の激変を一定期間緩和し、その期間に集中的に支援を行い、母子家庭の自立を図る観点から見直しを行ったところである。 ・支給対象者：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護し、養育している母又は養育者。 ・手当額(月額)：児童1人場合 全部支給41,720円 一部支給41,710円から9,850円まで 児童2人以上の加算 2人目5,000円 3人目以降1人につき3,000円 ・支給制限：所得が一定額以上の場合には、手当の全部又は一部が支給されない。						